

土佐 秀里 提出 学位申請論文

『律令国家と言語文化』 審査要旨

論文の内容の要旨

土佐秀里提出の論文『律令国家と言語文化』は、八世紀日本で編述されたいわゆる上代文学（上代文献）を対象にして、その歴史性と精神性・思想性を論じるものである。日本文学史において最初に出現する作品群は、文字を媒介とし、書物の形態をとるところにその特質と歴史的意義が存する。その点が前代までの口頭伝承との差異であり、問われるべきはそのような表現形態が可能となった歴史的条件である。文字に対する認識という条件だけならば、紀元前後には可能となっていたはずであり、八世紀が書物出現のメルクマールとなったことには、それ以外の事由が考えられなければならない。そこで本論文が着目するのが、律令国家の出現と律令制定という歴史的条件である。律令制の

導入によって、音声中心の思考から文字中心の思考へと言語文化認識が大きく転換したことが、上代文学成立の基本的条件であったと考える。

そこでさらに本論文が着目するのが、律令制の導入に伴って、時間・空間の認識方法や、人間関係に対する認識、さらには死生観などまでもが大きく転換・変容したという点である。そのような新たな認識のありかたを本論文では「律令的思考」と呼称した。そして本論文は、そのような律令的思考の諸相を、個別具体的な上代文学作品の表現の内部に探ることを試みたものである。

本論文は、序章と本論五章の全六章から成る。まず序章において基礎論を述べ、第一章において総論を述べる。第二章以下は、王朝を基準とする時代区分を行い、時代順の論述を行っている。そして、壬申の乱や大宝律令の成立といった時代の転換点を指し示すことによって、時代ごとに文学のあり方も変わってゆき、それぞれの傾向と特色を示していることを論じる。

序章「律令国家と言語文化」においては、本論文の方法と論理についての概説を行っている。まず「歴史」と「言語」の関係を論じ、さらに律令制の特質

とその精神について論じ、本論文の基礎としている。

第一章「文字の思考」は、上代文献全体に及ぶ問題として、音声と文字の差異や、文字中心の思考がもたらすものについて考えるものである。主として、古事記・日本書紀・風土記における伝承性と文字の関係を論じ、また万葉集の編纂方針と文字の関連を論じる。いずれの文献も音声への志向を有しながらも、漢字による書記によって新たな思考と表現の形を与えられていると言えることを指摘する。

第二章「『感情』の発見」では、額田王を中心として、斉明・天智朝における抒情歌の出現を歴史的な現象として位置付ける。具体的には額田王の代表的な作品を読解し、そこに時代精神の反映を読み取っている。大化改新と壬申の乱の間に位置するこの時期は、中大兄皇子を中心にして律令国家建設の意志が高められ、そのモデルとしての唐の政治と文化への憧憬や追隨も強まった。その中で額田王の活動も精彩を帯びることとなったと結論付ける。

第三章「神話と儀礼の創出／解体」においては、柿本人麻呂を中心として、天武・持統朝における神話的・儀礼的言説の形成過程を論じ、同時にそれらが

批評的に解体されてもいることを述べる。壬申の乱を経て、天武朝には王権が強
化され中央集権化が進むが、持統朝ではその王権を神話化・神聖化する動きが強
まり、人麻呂に活躍の場が与えられた。その表現の可能性を大きく前進させたも
のが、神話的・儀礼的言語を求めた時代の要請であったことを論じるものである。

第四章「『大宝律令』前後」は、大宝律令が完成し、施行された文武朝とい
う時代における政治と文化の転換を論じる。具体的には、懐風藻の詩や万葉集の歌
を題材にして、そこに儒教的な思弁が強く反映していることを明らかにしている。
特に文武天皇という存在にこの時代の精神が象徴されており、儒教的な志向と
もに、『玉台新詠』のもつ情趣と遊戯性への志向があることを指摘する。

第五章「律令官人の夢想と現実」は、聖武朝の多様な作品群を、律令官人の
言説として捉えることを試みたものである。僧侶・皇族・女性も含めて、万葉
歌人はそのほとんどが律令機構の中に位置づけられ、律令的な思考様式を求め
られる立場にある。律令制の成熟に伴い、律令官人たちは自らの言葉と表現を
模索するようになっていった。結果的にその表現は多様性を獲得し、漢詩文の

影響と、倭歌伝統の復興の両面を混在させながら展開してゆくこととなる。その諸相を、個別の作品に沿って論じている。

以上、本論文は、序章から第五章まで、斉明朝から聖武朝初期に至る日本古代文学史の展開を、万葉集を中心にして、律令国家の形成史と重ね合わせながら論じたものである。

論文審査の結果の要旨

本論文の序章第一節の冒頭に、「本書は、律令国家形成期の「日本」において集中的に創出されることとなった文字資料群を対象として、その思想的・精神史の意味を解読しようとするものである」と、その目的を明記している。申請者の土佐秀里氏は、主として『万葉集』を対象としてこれまで研究に携わってきているが、論文名に『万葉集』や古代文学・上代文学という名称が含まれていないのは、こうした大きな視野から論じようとする目的意識による。

土佐氏は、日本文学史の劈頭が、年代的に律令国家形成期に重なっているのは偶然ではないとし、七世紀から八世紀にかけて、特に大宝律令制定前後は思想的・精神的な転換期として位置付けられるものであり、この時期に新たに生み出された思考様式を、〈律令的思考〉と名づけ、文学作品成立の条件としてこれを位置付ける。だが、文学作品が「律令国家」に従属するものではなく、両者を対等の関係、拮抗する存在として捉える。それが論文名を『律令国家と言語文化』とした所以である。

以下、内容の具体的な説明は「論文の内容の要旨」に譲り、学力確認試験の際に質疑応答で取り上げられた点を中心に述べていきたい。

まず序章において土佐氏は、氏族制から律令制への推移によって、精神的・文化的に急激な変化がもたらされ、文字化された文学作品が生み出された要因もその点にあったと捉えている。そしてその新しい文化が万葉人に浸透する様について論じているが、そうした変化を連続的なものとして捉えるのではなく、断層のあるもの、急激なものとして捉えることの妥当性にやや疑問が残る。

そのような急激な変化が容易に受け入れられるものかどうか問題となる場所である。氏族制から律令制への移行、〈律令的思考〉の浸透に際して、そこに断層を見出すのみではなく、連続性や等質性も見なければならぬのではないか。論者は、論の主旨を明確に伝えることを目的として、敢えて極端に図式化・構図化して考えるという方法を用いており、それによりかなりの成果を上げている面はあるが、やはり単純には図式化できない部分についての考察が今後求められるものと思われる。

第一章は総論にあたる部分である。ここでは、文字によって記された『古事記』『日本書紀』『万葉集』は、一見、口承言語を記し残そうとの工夫をした表記方法を用いているように見えるが、実際には文字中心的思考によって記されたものであり、口承的に見えるのは編者の戦略であり、音声言語を表そうとする装いであったと論じている。『古事記』の注記は、音声的であることを装うために適当に付されたものではないかとする指摘や、『日本書紀』の一書の羅列は書物崇拜、書物蒐集主義に基づく結果によるなど、やや極論めいた発言に気になる

点はあるが、漢字を用いて表記することによってはじめて口承言語が意識されるというのは従来から説かれてきている事柄であるし、『万葉集』が盛んに典拠（多くは現存していない）を記すという、書物蒐集主義的傾向を示していることを参考とするならば、それぞれの論考の主張には首肯し得る点も多い。

第二章以降は各論に相当するものであり、ここから『万葉集』の歌、及び『懷風藻』の漢詩を、天皇代ごとに、その文学史的特質を明らかにしつつ、個別に取り扱った論を展開している。まず斉明・天智朝の歌を、額田王の歌を中心に取り上げ、歌が文字によって記載されることで言語呪術としての意味を失い、代わりにそこに感情的・抒情的なものが生じると説く。死者の復活を信じる呪術言語の時代と異なり、文字言語の時代には既に復活は「願い」に過ぎなくなり、死別の嘆きが情として詠まれるように変化すると説く。天武朝には、天智朝の反動で文雅の場が縮小されるが、次の持統朝には、天武崩御後の危機的状況を乗り越えるべく、柿本人麻呂を中心として盛んに天皇讚美の歌が歌われ、それが儀礼の場で披露されるようになったとする。その一方で、死者を追慕する

感情から発展した相聞が、七夕歌を媒介とすることで、表現としての「恋情」を発見していくという歌の歴史的展開を見据えていく。こうした、天皇代ごとの時代状況の推移と、それに伴う歌表現の変遷は、「万葉史」を考える際に有効であるのは確かだが、これもやや図式的に捉えすぎている点が問題として残るように思われる。その点については今後の検討課題として残るものではないが、以上のように、各論では序章で説いたところの〈律令的思考〉の諸相を、個別具体的な作品の表現内部に探ることを試みており、その結果として、額田王、柿本人麻呂、文武天皇、また天平期の律令官人の歌を新たな切り口で解釈することに成功している。特に天平元年に詠まれた歌が多く「班田」と関連しているところを捉え、これまで単に「恋の歌」「旅の歌」とみられていたものの中に詠み手の種々の「志」が込められている、即ち「述志」として歌われたものであることを解き明かしているが、そうした歌が『万葉集』には他にも多く含まれていることが展望として示されている。歴史叙述に基づきつつ歌の場や歌に込められた意図について論じられた個々の論には説得力があり、今後

他の多くの歌についても新たな捉え返しがなされる可能性を感じさせるものである。文学史的視点から見ても、これまで作歌年代等によって区分されていた『万葉集』の歌の歴史を問い直すことに繋がる問題を提起するものでもある。

以上述べてきたように、上代文学の研究史上において本論文の持つ意義は大きなものがある。上代文学研究の今後を切り拓く可能性を持つ本論文の提出者土佐秀里は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

令和二年九月二十四日

主査	國學院大學教授	谷口雅博	印
副査	國學院大學教授	野中哲照	印
副査	國學院大學教授	大石泰夫	印
副査	早稲田大學教授	高松寿夫	印

土佐 秀里 学力確認の結果の要旨

左記四名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試問を行った結果、博士（文学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和二年九月二十四日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	谷口雅博	印
副査	國學院大學教授	大石泰夫	印
副査	國學院大學教授	野中哲照	印
副査	早稲田大學教授	高松寿夫	印